

## 鹿沼市新庁舎整備基本設計業務のプロポーザル審査について

鹿沼市新庁舎整備基本設計者選定審査委員会

委員長 三橋 伸夫

鹿沼市役所現庁舎については、耐震性の不足、建物・設備の老朽化、防災対策等の課題を抱えておりました。新庁舎の整備は、「新庁舎整備基本計画」「オフィス環境等調査結果」を踏まえ、災害に強く、効率的な行政運営が行える「安心・安全で市民が利用しやすい庁舎」とすることが望まれます。

本公募型プロポーザルは、新庁舎基本設計にあたり、高度な技術力と庁舎等の設計に関し豊富な経験等を求めるとともに、総事業費60億円以内を堅持しつつも鹿沼らしい新庁舎とするため、広く企画提案を募集し、優れた提案者を特定することを目的に実施いたしました。

本プロポーザルに参加され、貴重な時間と労力を費やし、真摯にご尽力いただきました関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

### 1 鹿沼市新庁舎整備基本設計者選定審査委員会

	氏名	役職等
委員長	三橋 伸夫	宇都宮大学名誉教授
副委員長	松山 裕	鹿沼市副市長
委員	横尾 昇剛	宇都宮大学地域デザイン科学部建築都市デザイン学科教授
委員	渡辺 克明	鹿沼市総務部長
委員	水嶋 俊彦	鹿沼市財務部長
委員	鹿嶋 敏	鹿沼市都市建設部長

### 2 審査経過

平成29年 8月 8日 第1回選定審査委員会（公募型プロポーザル実施要領等の決定）

平成29年10月 2日 第2回選定審査委員会（参加表明書評価要領及び技術提案書評価要領の決定）

平成29年10月27日 第3回選定審査委員会（参加表明者8者から技術提案書提出要請者6者を選定）

平成30年 1月 9日 第4回選定審査委員会（ヒアリング実施後、最優秀者及び優秀者の特定）

### 3 審査結果

最優秀者 株式会社 佐藤総合計画 東京都墨田区横網2-10-12

優秀者（次点） 株式会社 安井建築設計事務所 東京事務所 東京都千代田区平河町1-3-14

#### 4 審査講評

技術提案書の特定においては、主に4つの特定の課題に対する提案の的確性・独創性・実現性のほか、業務実施方針及び手法、取組意欲、業務の理解度について、書面並びにヒアリングに基づき、慎重に審査を行った。

それぞれの技術提案については、総事業費60億円以内の実現のほか、現庁舎敷地にて現庁舎を利用しながらの建替え計画であることや現新館の再利用を前提とするなど制約の大きい設計条件ながらも、「新庁舎整備基本計画」及び「オフィス環境等調査結果」の内容を読み解き、斬新で柔軟な発想が随所にみられたいずれも完成度の高いものであった。

その中で、最優秀者の提案については、総合的に見て最も堅実であり、実現性においても高い評価を得た提案であった。

具体的には、特定課題ア「配置及び施設の考え方」では、市民が明快で使いやすいL字型庁舎配置とし、利便性の高いワンストップ化を図る総合窓口をはじめとする窓口レイアウトや市民サービスと事務効率向上を両立させる執務スペース空間、災害時の対策本部機能を備える首脳階の適切な配置などが提案されている。

特定課題イ「鹿沼らしさを踏まえたデザイン、環境配慮及び防災拠点の考え方」では、鹿沼市内ですでに実績のある「燃えしろ設計による準耐火構造」とした木造議会棟をシンボリックに配置することや日照・光害・風害・降雪などへの環境配慮、災害時の一時滞在所を集約することで庁舎本来の防災拠点機能を損なわない提案が示されている。

特定課題ウ「整備規模や庁舎機能のコンパクト化、ライフサイクルコスト縮減の実現に向けた考え方」では、柱間隔を広げ集約することとし、免震装置と杭数を削減する構造計画や、地階を設けず土工事を削減する計画のほか、今回の提案の中では唯一、現新館において、将来の修繕維持費を考慮しスケルトン状態からの耐震改修を行うことなどが提案されている。

特定課題エ「経験を生かした独自提案」では、仮庁舎不要としながらも、基本計画に示した工期30か月を順守できる提案を、ステップ毎に詳細に図示しながら、安全確保や騒音抑制、駐車場、ATM利用を踏まえ提示している。

しかしながら反面、庁舎景観については最上階を切妻屋根の庁舎としながらも、今宮神社への圧迫感及び開口部の熱負荷低減について考慮すべきとする指摘があった。また、改修する現新館が新庁舎と新議会棟の連結部分となるため、将来の改築方法やその後の機能的位置づけについて懸念されるとの指摘があった。

優秀者の提案については、鹿沼街道や今宮神社と新庁舎をつなげる新たなにぎわいの軸を設ける具体的な提案や現新館建替え時の明確な計画などの提案が目を惹く、意欲的な内容が評価された。他方で、南北に長い施設配置に伴う熱環境負荷について指摘があり、総合的には最優秀者に準じる提案であった。

その他惜しくも選からもれた3者の提案については、それぞれの的確性や独創性において前二者上回る内容も見られたが、総合的に評価し及ばなかった。